

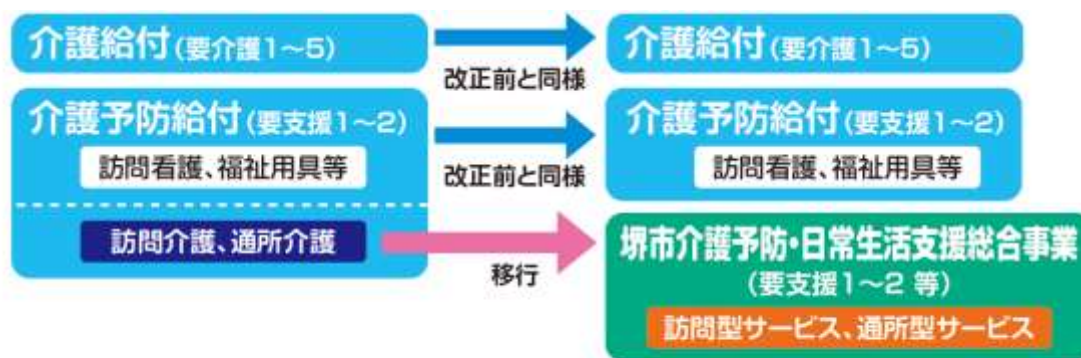
## 堺市介護予防・日常生活支援総合事業の運用状況について

## 1 総合事業の概要

## (1) サービスの移行

要支援者の訪問介護・通所介護が、市町村の実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

堺市では、訪問介護・通所介護と同じ基準のサービスと3つの新サービスを実施します。



## 堺市介護予防・日常生活支援総合事業

	名称	内容	サービス費用のめやす	自己負担のめやす ※所得により異なる
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	現行の訪問介護と同じサービス。 ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供。	2,846円 (1回あたり)	284円 (1回あたり)
	新 担い手登録型訪問サービス	従事者の要件を緩和し、市の定める研修を修了した方による生活援助を提供。	1,412円 (1回あたり)	200円 (1回あたり)
通所型サービス	介護予防通所サービス	現行の通所介護と同じサービス。 デイサービスセンターで、専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供。	3,950円 (1回あたり)	395円 (1回あたり)
	新 担い手登録型通所サービス	従事者の要件を緩和し、専門職の配置は不要で、運動、レクリエーション、通いの場などの多様なサービスを提供。	2,967円 (1回あたり)	350円 (1回あたり)
	新 短期集中通所サービス	機能訓練指導員などによる、短期間(3か月)の機能訓練を提供。	2,476円 (1回あたり)	300円 (1回あたり)

## (2) 対象者

要支援1・2の認定者に、基本チェックリスト該当者(事業対象者)が対象者に加わります。

## 2 運用状況

## (1) 新サービス事業所数(毎月1日現在)

	4月	5月	6月
担い手登録型訪問サービス	8	8	9
担い手登録型通所サービス	2	3	3
短期集中通所サービス	4	27	28

## (2) 事業対象者数(毎月月末現在)

4月	5月
4	13